

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

A I を活用した創作や  
3 D プリンティング用データの  
産業財産権法上の保護の在り方に関する  
調査研究報告書

平成 2 9 年 2 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

る保護の対象とはなり得ないと考えられる。しかし、上記の回答から、3Dデータは、知的財産法（意匠）による保護の対象になり得ると考えられる。

### （iii） フランスのまとめ

知的財産法（特許）により保護された物品の3Dデータの作成行為は、侵害行為には該当しないと考えられる。3Dデータの配布行為は、フランス知的財産法第L613条4の間接侵害に該当すると考えられる。

知的財産法（意匠）により保護された物品の3Dデータの作成行為は、侵害行為には該当しないと考えられる。

また、知的財産法（特許）により保護された物品の製造に関して、3Dプリンターの利用提供及び3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、侵害行為に該当する可能性があると考えられる。

知的財産法（意匠）により保護された物品の製造に関して、3Dプリンターの利用提供及び3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、侵害行為に該当しないと考えられる。

3Dデータは、知的財産法（特許）による保護対象となり得ないと考えられが、知的財産法（意匠）による保護対象になり得ると考えられる。

## （6） 中国

### （i） 3Dデータによる産業財産権侵害について

#### ① 専利権侵害に関する規定

専利権の侵害行為は、中国専利法第11条<sup>92</sup>に規定されている。この規定は直接侵害に関するものであり、中国では間接侵害に関する規定は、専利法の中にはない。しかし、間接侵害に関しては、最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）第21条<sup>93</sup>に規定されている。検討に必要な個所について、以下に記載する。

---

<sup>92</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイトより

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001rev.pdf) [最終アクセス日：2016年12月19日]

<sup>93</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイトより

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20160401.pdf) [最終アクセス日：2016年12月19日]

#### 中国専利法第十一条

発明及び実用新案の特許権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる部門又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その特許製品について製造、使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならず、その特許方法を使用することできず、当該特許方法により直接獲得した製品について使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならない。

意匠特許権が付与された後、いかなる部門又は個人も、特許権者の許諾を受けずにその特許を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠特許製品を製造、販売、輸入してはならない。

#### 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）第21条

関連する製品が専利の実施に用いられる材料、設備、部品、中間物などであることを明らかに知っているにもかかわらず、生産・経営の目的で、当該製品を第三者に提供して専利権侵害行為を実施させ、当該提供者の行為が侵権責任法（権利侵害責任法）第9条に定められた、他人による侵害の援助をほう助する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

関連する製品、方法に専利権が付与されたことを明らかに知っているにもかかわらず、専利権者の許諾を得ずして、生産・経営の目的で、他人に専利権侵害行為の実施を積極的に誘導し、当該誘導者の行為が権利侵害責任法第9条に定められた、他人へ侵害の実施を教唆する行為に該当すると権利者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

#### 中国侵権責任法（権利侵害責任法）第九条<sup>94</sup>

他人による権利侵害行為を教唆、ほう助した場合、行為者と連帯責任を負わなければならない。

民事行為能力の無い者、民事行為を行うことを制限されている者による権利侵害行為の実施を教唆、ほう助した場合は、権利侵害責任を負わなければならない。当該の民事行為能力の無い者、民事行為を行うことを制限されている者の後見人は後見人としての責任を十分に果たしていなかった場合、相応の責任を負わなければならない。

<sup>94</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイトより

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20100701.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20100701.pdf) [最終アクセス日：2016年12月19日]

## ② 調査結果

以下では、専利法により保護された物品の3Dデータ（ただし、3Dデータ自体は専利法により保護されていない）を用いて物品を製造する場合において、米国と同様に、データ作成工程、データ配布工程、物品の製造工程が侵害行為に該当するか否かを検討した。

### （a） データ作成工程及びデータ配布工程

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである<sup>95</sup>。

- 3Dデータの作成又は配布行為は、侵害となり得る。

上記の回答と最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）第21条からは、次のことが言える。すなわち、作成又は配布される3Dデータが、専利の実施に用いられる中間物であると知っていて、第三者にそれを提供して侵害行為を実施させた場合、3Dデータの作成又は配布行為は、中国では侵害の援助をする行為と判断される可能性がある。その結果、侵害行為をほう助した場合、行為者と連帯責任を負うことになると考えられる。

### （b） 物品の製造工程

専利法により保護された物品を製造する行為は、3Dデータを介するか否かに関わらず、中国専利法第11条の直接侵害に該当することは明らかである。以下では、米国と同様、3Dプリンターの利用を提供する行為や3Dプリンターを用いた物品の製造のほう助行為について侵害に該当するか否かの検討を行った。

#### 1) 3Dプリンターの利用提供

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである。

---

<sup>95</sup> 現地法律事務所から以下の論文の情報提供を受けた。

・姚強、王麗平「『万能製造機械』からの考え—知的財産法から見た3Dプリンター技術のリスク分析と対策」10.3969/j.issn.1003-9945.2013.02.004  
・張淑亜、劉紅「3Dプリンター技術の知財窮境での法理思弁とルート選択」People's Tribune：2016、（17）

- 3Dプリンターの利用提供は、侵害となり得る。

上記の回答と最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）第21条からは、次のことが言える。すなわち、3Dプリンターの利用提供は、侵害に該当する又は侵害の援助のほう助と判断される可能性がある。

## 2) 3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである。

- 3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、侵害となり得る。

上記の回答と最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）第21条からは、次のことが言える。すなわち、3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、侵害に該当する又は侵害の援助をする行為と判断される可能性がある。

### (ii) 3Dデータの産業財産権法による保護について

#### ① 発明又は意匠に関する規定

発明又は意匠については、中国専利法第2条に規定されている。

#### 中国専利法第二条

本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

## ② 検討結果

米国と同様に、3Dデータと類似性が高いと思われる画像データや設計図、プログラムやデータ構造の保護についても調査した。

現地法律事務所の回答は、以下のとおりである。

- 3Dデータには、3Dプリンティングの成果物を検証するために示された立体図形・図像に係わるデータが含まれていると考えられる。その立体図形・図像は、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せ等に該当する可能性がある。そのため、3Dデータは意匠として保護される可能性がある。
- 画像データは、商標法第8条<sup>96</sup>として保護される可能性がある。
- 設計図は、意匠として保護される可能性がある。
- プログラムやデータ構造を有するデータは、発明として保護の対象になり得る。
- 3Dデータ、画像データ、設計図、プログラム自体又はデータ構造を有するデータは、著作権法やコンピュータ・ソフトウェア保護条例<sup>97</sup>による保護の対象になり得る。

中国では、3Dデータは、専利法により保護される可能性があるが、発明特許としては保護対象とはなり得ず、意匠特許として保護され得ると考えられる。

### (iii) 中国のまとめ

専利法により保護された物品の3Dデータの作成行為、配布行為、3Dプリンターの利用提供及び3Dプリンターを用いた物品の製造ほう助は、侵害に該当す

---

<sup>96</sup> 商標法第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイトより

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501_rev.pdf)

[最終アクセス日：2017年1月6日]を参照

<sup>97</sup> 中国著作権法第3条、著作権法实施条例第2条、第3条、コンピュータ・ソフトウェア保護条例第2条、第3条参照。

3Dデータは、中国著作権法第3条に規定する、「美術の著作物、建築の著作物」、「工学設計図、製品設計図、地図、見取図など図形の著作物および模型の著作物」又は「コンピュータ・ソフトウェア」に該当する可能性があり、著作権法による保護の対象になり得ると考えられている。

る又は侵害のほう助と判断される可能性があると考えられる。

3Dデータは、専利法により保護される可能性があるが、発明特許として保護対象とはなり得ず、意匠特許として保護対象になり得ると考えられる。

## (7) 韓国

### (i) 3Dデータによる産業財産権侵害について

#### ① 特許権又はデザイン権侵害に関する規定

特許発明の侵害行為については、韓国特許法第126条、第127条<sup>98</sup>に規定されている。また、韓国特許法第126条における侵害とは、韓国特許法第2条第3項の「実施」を行う行為であると考えられる。

#### 韓国特許法第2条(定義)

この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。
3. “実施”とは、次の各目の1に区分による行為をいう。  
イ. 物の発明である場合：その物を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入したりその物の譲渡又は貸与の請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

#### 韓国特許法第126条(権利侵害に対する禁止請求権等)

- ①特許権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。
- ②特許権者又は専用実施権者が第1項による請求をするときには、侵害行為を造成した物(物を生産する方法の発明である場合には、侵害行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

<sup>98</sup> ジェトロソウルウェブページの下記 URL よりダウンロードできる。

[http://www.jetro-ipr.or.kr/lawIndustry\\_list.asp](http://www.jetro-ipr.or.kr/lawIndustry_list.asp) [最終アクセス日：2016年12月19日]

概要		日本	米国	欧州(※)	
<b>AIを活用した創作物の産業財産権法上の論点</b>					
AIを活用した創作物 (人間の関与:大)	保護可能性	有	有	有	
	関連法令	特許法2条1項 意匠法2条1項	特許法101条(特許)、171条 (意匠)	EPC52条 意匠理事会規則3条、4条、意匠保護に関する指令3条	
	保護の要件	他の特許又は意匠と同様(特別規定なし)			
	権利主体	創作への貢献から個別に判断			
AIが自律的に創作した創作物 (人間の関与:ほぼ無し)	保護可能性	無	有	争いあり	
	関連法令	発明者は自然人のみ。(特許法2条1項)	発明者は自然人のみ。(特許法100条(f)、101条)	肯定意見:「発明者」は、EPC60条で人間に限定されていない。 否定意見:発明者に関する規定は、発明者が自然人であることを間接的に示している。	
	保護の要件		AIを設計、操作した自然人を発明者と認めた場合。	AIを発明者と認めた場合。	
	権利主体		AIを設計し、操作している自然人。	創作に貢献した者全てがなり得る。貢献度から判断。	
学習段階で生成される 学習済みモデル	AIプログラム + パラメータ	保護可能性	有	有	
		関連法令	特許法2条1項、3項1号、4号、 特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 1章	特許法101条、Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2347 (2014)	EPC52条(2)(c)、(3)、 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6
	パラメータのみ	保護の要件	「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すること。	発明的思想を含むこと。	プログラム「それ自体」に該当しないこと。 技術的特徴を有すること。
		保護可能性	有	有	無
		関連法令	特許法2条1項、3項1号、4号、 特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 第1章	特許法101条、Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2347 (2014)	EPC52条(2)(c)、(d)、(3) 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6、3.7
		保護の要件	「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すること。	発明的思想を含むこと。	情報の提示「それ自体」に該当しないこと。 技術的特徴を有すること。
<b>3Dプリンティング用データの産業財産権法上の論点</b>					
物品の産業財産権侵害(物品に産業財産権有り。3Dデータには産業財産権なし。)					
3Dデータ作成工程	侵害成立可能性	有	有		
	関連法令等	特許法2条3項1号、4号、101条1号、2号、 意匠法37条2項、38条1号	特許法271条(b)		
	侵害成立要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。	侵害を誘導する意図が存在すること。		
3Dデータ配布工程	侵害成立可能性	有	有		
	関連法令等	特許法2条3項1号、4号、101条1号、2号、 意匠法37条2項、38条1号	特許法271条(b)		
	侵害成立要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。	侵害を誘導する意図が存在すること。		
物品製造工程	物品の製造 (直接侵害)	侵害成立可能性	有	有	
		関連法令等	特許法68条、 意匠法23条	特許法271条(a)	
	3Dプリンターの 利用提供	侵害成立可能性	有	有	
		関連法令等	判決:東京地判平成25年9月30日平成24(ワ)33525号[書籍電子化受託禁止事件]	特許法271条(b)	
		備考	利用提供者が侵害を知っていた場合、侵害に該当する可能性あり。 民法上の不法行為に該当する可能性もある。		
<b>3Dデータの産業財産権による保護</b>					
3Dデータ	保護可能性	有	無	有	
	関連法令等	特許法2条1項、3項1号、4号、 特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 第1章	特許法101条	EPC52条(2)(c)、(d)、(3) 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6、3.7	
	保護要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。		3Dデータ自体が技術的課題を解決すること。	

※ 欧州特許付与に関する条約(EPC)又は欧州共同体意匠に関する規則等について整理



英国	ドイツ	フランス	中国	韓国
有	有	有	有	有
特許法1条 意匠法2条(4)	特許法1条 意匠法1条	知的財産法L611-10(特許)、 L511-1条からL521-7条(意匠)	専利法2条2項、3項(特許)、4 項(意匠)	特許法2条 デザイン保護法2条
他の特許又は意匠と同様(特別規定なし)				
創作への貢献から個別に判断				
無	無	無	無	無
発明者は自然人のみ。(特許 法7条)	自然人による創作物である必要。 。	創作物又は発明の財産を所有 できるのは、自然人であり、 AIは権利主体になり得ない。 (知的財産法L611-6、L611-7)	権利の帰属を自然人又は機 関、組織に認めている。(専利 法6条)	発明者は自然人のみ。(特許 法2条1項、33条)
有	有	有	有	有
特許法1条(2)	特許法1条(3)、(4) コンピューター・プログラムは、 判例法により、特許保護の対 象として認められている。	知的財産法L611-10(2)、(3)	専利法2条2項、 専利審査指南第2部分9章	特許法2条、 特許・実用新案審査指針書3 部1章4.1.8
プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。
有	無	無	不明	無
特許保護の可能性不明。 データベース権による保護の 可能性あり。 (著作権法3A条)	パラメータは、情報の提示「そ れ自体」と解釈される可能性 が高い(特許法1条(3)、(4))。	パラメータは、情報の提示「そ れ自体」と解釈される可能性 が高い(知的財産法L611- 10(2)、(3)(特許))。	専利法又はその関連規則に パラメータに係る明確な規定 が存在しない。	単なる情報の提示は、発明に 該当しない。(特許法2条、特 許・実用新案審査指針書3部1 章4.1.6)
著作権法3Aの条件を満たす 「データベース」であること。				
無	無	無	有	有
特許法60条(2)	特許法10条(1)	知的財産法L613-4	専利法11条、 最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
			専利権侵害に利用されること を创作者が知っていること。	3Dデータが法律上の「物」又 は「物品」に該当すること。
有	有	有	有	有
特許法60条(2)	特許法10条(1)	知的財産法L613-4	最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
権利侵害になることを配布者 が知っていること。	権利侵害になることを配布者 が知っていること。	特許権の間接侵害に該当する こと(意匠は非対象)。	専利権侵害に利用されること を配布者が知っていること。	3Dデータが法律上の「物」又 は「物品」に該当すること。
有	有	有	有	有
特許法60条(1)、 登録意匠法7条、7A条	特許法9条、 意匠法38条	知的財産法L513-4、L613-3	専利法11条	特許法94条
無	有	有	有	無
判決 (Unilever v Gillette Plc [1989] RPC 583)	判決 (OLG Düsseldorf「Handy- Permanentmagnet」 Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2006、428)	調査先の見解のみ。	最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
知的財産権侵害に該当しない が、複数当事者間で侵害行為 の準備又は合意がある場合、 共同不法行為に該当する可能 性あり。	利用提供者が特許侵害を助 助することを知っていることが 求められる。	利用提供者に、侵害を故意に 行う意思があれば侵害行為と なりうる。		
有	無	有	有	有
登録意匠法1条、1B条、1C条	特許法1条、 意匠法1条、2条、3条	知的財産法L511-1、L511-2、 L511-8	専利法2条 (意匠特許として保護の可能 性がある。)	特許法2条
登録意匠権で保護される可能 性あり(特許は非対象)。		意匠権で保護される可能性あ り(特許は非対象)。	意匠特許で保護される可能性 あり(発明特許は非対象)。	3Dデータが法律上の「物」に 該当すること。

Outline		JP	US	EU (※)	
<b>Issues on the Industrial Property Rights Law concerning creations made with AI</b>					
Creations made by using AI as a tool (Human involvement: A lot)		Possibility	Yes	Yes	Yes
		Related laws and regulations	Patent Law 2(1) Design Law 2(1)	35 U.S.C. 101(Patent),171(Design)	Art. 52 EPC, Art. 3 and 4 of Design Regulation, Art. 3 of DIRECTIVE
		Protection requirements	Treated same as any other creations (no special rule)		
		Entity of rights	Judged individually from the contribution to creation		
Creations made autonomously by AI (Human involvement: little)		Possibility	No	Yes	Yes or NO
		Related laws and regulations	"Inventor" should be "natural person (individual)" (Patent Law 2(1))	"Inventor" should be "individual" (35 U.S.C. 100(f), 101)	Yes: The "inventor" of Art. 60 EPC is not explicitly limited to an individual. No: Provisions about inventor make indirectly clear that the inventor is an individual.
		Protection requirements		An individual who designed or operated AI is recognized as an inventor.	If AI system is regarded as the "inventor".
		Entity of rights		An individual who designed or operated AI	It depends on the type of contribution towards the
Pre-trained model created by learning process	AI program + parameters	Possibility	Yes	Yes	Yes
		Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101 Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. __, 134 S. Ct. 2347 (2014)	Art. 52(2)(c), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6
		Protection requirements	Invention is required to be "advanced one of creation of a technical idea utilizing a law of nature".	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive concept."	Not computer program "as such" The claimed subject-matter has a technical character.
	Only parameters	Possibility	Yes	Yes	Yes
		Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101 Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. __, 134 S. Ct. 2347 (2014)	Art. 52(2)(c), (d), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6, 3.7
		Protection requirements	Invention is required to be "advanced one of creation of a technical idea utilizing a law of nature".	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive concept."	Not presentations of information "as such" The claimed subject-matter has a technical character.
<b>Issues on the Industrial Property Rights Law concerning 3D data</b>					
<b>Infringement of industrial property rights of products(Products with industrial property right / 3D data without industrial property right)</b>					
3D data creation process		Possibility of infringement	Yes	Yes	/
		Related laws and regulations	Patent Law 2(3)(i)(iv), 101(i)(ii) Design Law 37(2), 38(i)	35 U.S.C. 271(b)	
		Infringement establishment requirement	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	Creator intended to induce infringement.	
3D data distribution process		Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Patent Law 2(3)(i)(iv), 101(i)(ii) Design Law 37(2), 38(i)	35 U.S.C. 271(b)	
		Infringement establishment requirement	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	Distributor intended to induce infringement.	
Manufacturing process of products	Manufacture of products (Direct infringement)	Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Patent Law 68 Design Law 23	35 U.S.C. 271(a)	
	Provision of use of 3D printers	Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Case: Tokyo District Court September 30, Heisei 25, Heisei 24 (W) No. 33525 [Case concerning assisting digitization of books.]	35 U.S.C. 271(b)	
		Remarks	If the provider knew infringement, it may be infringing. It can fall under illegal acts		
<b>Protection of 3D data under industrial property rights</b>					
3D data		Possibility	Yes	No	Yes
		Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101	Art. 52(2)(c), (d), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6, 3.7
		Protection requirements	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive	The claimed subject-matter has a technical character.

※ Based on EPC or Community Design regulation (EC) No 6/2002 etc.

GB	DE	FR	CN	KR
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.1 Patents Act 1977 s.2(4) Registered Designs Act 1949	s. 1 Patent Act s. 1 Design Patent Act	L611-10 CPI(Patent) L511-1toL521-7 CPI(Design)	Patent Law 2(2), (3)(Patent), 4(Design)	Patent Law 2 Design protection law 2
Treated same as any other creations (no special rule)				
Judged individually from the contribution to creation				
No	No	No	No	No
"Inventor" should be "natural person"(s.7 Patents Act 1977)	IP law always requires creation by a human.	The property of a creation/invention is only owned by the creator/inventor as physical person / group or person / moral person.(L611-6, L611-7 CPI)	Entity of rights is only natural person, institute or organization (Patent Law 6)	"Inventor" should be "natural person (individual)" (Patent Law 2(1), 33)
/	/	/	/	/
/	/	/	/	/
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.1(2) Patents Act 1977	s. 1(3), (4) Patent Act Case Law	L611-10(2), (3) CPI	Patent Law 2(2) Guidelines for Examination PART2 s.9	Patent Law 2 Guidelines for Examination PART 3 s.1-4.1.8
Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"
Yes	No	No	Unclear	No
Patent right protection is unclear. Protected by the database right. (s.3A CDPA 1988)	The parameter is interpreted as presentations of information "as such"(s. 1(3), (4) Patent Act Case Law)	The parameter is interpreted as presentations of information "as such"(L611-10 CPI(Patent))	No specific rules on parameters.	No protection is provided for a simple Presentation of information. (Patent Law 2, Guidelines for Examination PART 3 s.1-4.1.6)
s.3A CDPA 1988 requirements	/	/	/	/
No	No	No	Yes	Yes
s.60(2) Patents Act 1977	s. 10(1) Patent Act	L613-4 CPI	Patent Law 11, Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
/	/	/	Creator knew that the data was used for infringement.	3D data corresponds to "products" under the Law.
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.60(2) Patents Act 1977	s. 10(1) Patent Act	L613-4 CPI	Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
Distributor knew the infringement.	Distributor knew the infringement.	Applicable to indirect infringement of patent right.(No protection of Design right)	Distributor knew that the data was used for infringement.	3D data corresponds to "products" under the Law.
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.60(1) Patents Act 1977 s.7, 7A Registered Designs Act 1949	s. 9 Patent Act s. 38 Design Patent Act	L513-4, L613-3 CPI	Patent Law 11	Patent Law 94
No	Yes	Yes	Yes	No
Case: Unilever v Gillette Plc [1989] RPC 583	Caset: OLG Düsseldorf 「Handy-Permanentmagnet」 Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2006, 428)	Only opinion of the law firm	Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
It can be liable under the English law of joint tortfeasorship,	If the provider knows infringement, it may be infringemant.	If the provider intended infringement, it may be infringemant.	/	/
Yes	No	Yes	Yes	Yes
s.1, 1B, 1C Registered Designs Act 1949	s. 1 Patent Act s. 1, 2, 3 Design Patent Act	L511-1, L511-2, L511-8 CPI	Patent Law 2 (Possibility of Design Patent protection)	Patent Law 2
It may be protected under Registered Design Act. (No patent protection)	/	It may be protected under Design right. (No patent protection)	It may be protected under Design Patent right. (No patent protection)	3D data corresponds to "products" under Patent Law.

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

AI を活用した創作や  
3Dプリンティング用データの  
産業財産権法上の保護の在り方に関する  
調査研究報告書

平成29年2月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地  
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@fdn-ip.or.jp](mailto:support@fdn-ip.or.jp)